

短期人間ドック、脳ドックの申込受付を開始します

国民健康保険の被保険者

- 対象者 国民健康保険の被保険者で、次の要件に該当する方
 - 平成21年4月1日現在、35歳以上の方
 - 国民健康保険税を滞納していない方
 - 平成21年度に市が行う総合健診・個別健診（医療機関で受診する健診）・単独検診を受診もしくは申し込みしていない方（前立腺がん・乳がん・子宮頸がん・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検診を除く）
- ※重複受診をした場合は、全額自己負担となります。
- ※70歳以上の方は、短期人間ドックのみの受診です。
- 定員 約800人（定員を超えた場合は抽選で決定）
- 申し込みに必要な物
印鑑（スタンプ印不可）、国民健康保険被保険者証

後期高齢者医療保険の被保険者

- 対象者 受診する日に後期高齢者医療保険の被保険者となっている方で、次の要件に該当する方
 - 平成21年度に愛媛県後期高齢者医療広域連合が行う総合健診・個別健診（医療機関で受診する健診）・単独検診を受診もしくは申し込みしていない方（前立腺がん・乳がん・子宮頸がん・骨粗しょう症検診・肝炎ウイルス検診を除く）
- ※重複受診をした場合は、全額自己負担となります。
- ※脳ドックは受診できません。
- 定員 約120人（定員を超えた場合は抽選で決定）
- 申し込みに必要な物
印鑑（スタンプ印不可）
後期高齢者医療保険被保険者証

申込方法・問合せ

- 申込期間 5月13日(水)～19日(火)
- 申込方法 印鑑と被保険者証（保険証）を持って、市庁舎本館国保医療課または各総合支所市民福祉課で申し込み手続きをしてください。
- ※申し込みの結果は5月下旬に通知します。
- ※脳ドック（同時受診を含む）については、医療機関の受け入れ人数に限りがありますので、ご了承ください。
- 問合せ 市庁舎本館国保医療課
国保係 TEL0897-52-1447（国民健康保険について）
医療係 TEL0897-52-1212（後期高齢者医療保険について）

自己負担額

- 短期人間ドック、脳ドック
いずれかを受診する場合 …… 6,400円
- 同時に受診する場合 …… 10,400円

受診のできる医療機関

- 短期人間ドック、脳ドック
西条中央病院、村上記念病院
- 短期人間ドックのみ
西条中央病院、村上記念病院、周桑病院、
済生会西条病院、西条愛寿会病院

65歳以上の方の介護保険料が変わりました

第4期介護保険事業計画の見直しに伴い、平成21年度から23年度までの第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料が右表のとおり変わりました。

平成18年度から実施してきました税制改正に伴う激変緩和措置が平成20年度で終了したため、変更後の介護保険料は、税制改正の影響を受けた方の保険料が大幅に上昇することのないよう、また、税制改正後に第1号被保険者となった方などに配慮し、所得段階区分の細分化を図り、8段階に設定しています。

■問合せ

- 市庁舎別館高齢介護課
介護総務係 TEL0897-52-1419
- 各総合支所市民福祉課
福祉係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

■所得段階内訳

所得段階区分		対象範囲	平成21～23年度の 保険料額（年額）
旧	新		
第1段階	第1段階	生活保護受給者あるいは市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	25,000円
第2段階	第2段階	市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	25,000円
第3段階	第3段階	市民税非課税世帯で第2段階対象外の方	37,500円
第4段階	第4段階	市民税課税世帯の本人が市民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	43,800円
	第5段階	市民税課税世帯の本人が市民税非課税者で、上記を除く方	50,100円
第5段階	第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の方	56,300円
	第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	62,600円
第6段階	第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上の方	75,100円